

クーリングオフのお知らせ

1. お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売により申込みをされた場合、本書面を受領した日を含む、8日間は、書面（下記参照）により、無条件に当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行うこと（以下「クーリングオフ」といいます）ができます。
2. お客さまがクーリングオフをされた場合、弊社に対して損害賠償金又は違約金を支払う必要はなく、既に弊社へ支払った金銭は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
また、当該契約にに基づき既に提供された役務等に相当する金銭を支払う必要もありません。
なお、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合は、弊社に対して無償で原状回復を請求できます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げ客さまが誤認し、又は威迫されたことにより困惑してクーリングオフを行わなかったときは、事業者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日間は、書面によりクーリングオフすることができます。
4. クーリングオフの効力は、書面を発信した時（郵便消印日付等）から生じます。
下記のようにはがき等に必要事項をご記入の上、弊社宛に郵送してください。

【はがき記入例】

| | |
|----------------------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 812 0036 |
| 福岡県福岡市博多区 上呉服町1番10号 | 株式会社新出光 電力事業課 行 |
| ご住所 ご契約者名（フリガナ） 電話番号 | |

| | |
|-----------------------------|---------|
| 申込み日〇年〇月〇日 書面受領日〇年〇月〇日 | ① 取扱店名 |
| | ② 取扱店住所 |
| | ③ 電話番号 |
| | ④ 商品名 |
| 右記日付の申込みは撤回し 又は契約を解除します。 | |